

表2 所得格差是正効果の要因分解（ジニ係数）

	当初所得 (A)	一律所得移転後 所得 (B)	可処分所得 (C)	格差縮小効果		
				年齢階層間の所得 移転による効果		合計 C-A
				B-A	C-B	
1997年						
全体	0.472	0.444	0.351	-0.028	-0.094	-0.121
若年層	0.321	0.367	0.300	0.046	-0.068	-0.021
中年層	0.347	0.409	0.316	0.062	-0.093	-0.031
高齢層	0.660	0.492	0.388	-0.169	-0.104	-0.273
2006年						
全体	0.528	0.446	0.351	-0.083	-0.095	-0.177
若年層	0.333	0.397	0.307	0.064	-0.090	-0.026
中年層	0.353	0.426	0.321	0.073	-0.105	-0.032
高齢層	0.695	0.443	0.365	-0.252	-0.078	-0.330

(注) 等価所得ベース。

一律所得移転後所得＝当初所得に、可処分所得と当初所得のそれぞれの各年齢階層における平均値の差を一律に加えた所得。  
(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(1998年, 2007年)より筆者作成。

表3 貧困縮小効果の要因分解（貧困ギャップ率）

	当初所得 (A)	一律所得移転後 所得 (B)	可処分所得 (C)	貧困軽減効果		
				年齢階層間の所得 移転による効果		合計 C-A
				B-A	C-B	
1997年						
全体	19.6	13.5	5.8	-6.0	-7.8	-13.8
若年層	5.5	11.3	5.6	5.8	-5.7	0.1
中年層	4.3	11.0	3.4	6.7	-7.6	-0.9
高齢層	43.7	17.5	8.5	-26.3	-9.0	-35.3
2006年						
全体	28.5	12.9	6.5	-15.6	-6.4	-22.0
若年層	6.8	15.3	6.4	8.5	-9.0	-0.5
中年層	5.6	15.4	4.1	9.8	-11.4	-1.6
高齢層	51.0	10.4	8.2	-40.5	-2.3	-42.8

(注) 等価所得ベース。

一律所得移転後所得＝当初所得に、可処分所得と当初所得のそれぞれの各年齢階層における平均値の差を一律に加えた所得。  
貧困線は、各年における可処分所得の中央値の50%で設定。  
(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(1998年, 2007年)より筆者作成。

表4 生涯所得の分布状況

階層固定性 a	金利	生涯所得の平均値(2005年価格, 千円)			ジニ係数		
		当初所得	可処分所得	変化率(%)	当初所得	可処分所得	変化率(%)
0	5	56,603	49,683	-12.2	0.331	0.303	-8.4
	3	81,536	73,641	-9.7	0.339	0.305	-10.0
	1	127,108	120,159	-5.5	0.353	0.309	-12.4
0.25	5	56,603	49,683	-12.2	0.333	0.305	-8.4
	3	81,536	73,641	-9.7	0.341	0.307	-10.0
	1	127,108	120,159	-5.5	0.354	0.311	-12.4
1	5	56,603	49,683	-12.2	0.378	0.343	-9.2
	3	81,536	73,641	-9.7	0.389	0.346	-11.1
	1	127,108	120,159	-5.5	0.408	0.352	-13.8
(参考)年間所得ベース		2,697	2,756	2.2	0.506	0.347	-31.5
相対的貧困率							
a	金利	当初所得	可処分所得	変化率(%)	当初所得	可処分所得	変化率(%)
		5	15.9	16.5	3.9	4.9	4.7
0	3	17.5	16.8	-4.0	5.4	4.6	-14.8
	1	19.5	16.7	-14.5	6.4	4.6	-28.2
	5	16.2	16.5	2.1	5.1	4.9	-3.9
0.25	3	17.0	16.6	-2.4	5.5	4.7	-14.0
	1	19.6	16.8	-14.2	6.5	4.7	-27.0
	5	20.0	20.0	0.0	6.4	6.3	-2.0
1	3	20.0	20.0	0.0	7.1	6.3	-10.7
	1	20.0	20.0	0.0	8.1	6.4	-21.1
	(参考)年間所得ベース	33.5	16.9	-49.6	24.6	5.8	-76.4

(注) 等価所得ベース。年間所得は20—79歳で計算したもの。貧困線は可処分所得の中央値の1/2。

(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2006年)より筆者作成。

表5 生涯所得ベースの所得再分配  
(1) 金額(2005年価格)

所得階層	当初所得	税(A)	社会保障給付負担			負担 A+B	合計(C)	社会保障給付			純負担 A+B-C	可処分所得
			合計(B)	年金	その他			年金	その他	年金		
1	19,789	1089	2918	1341	55	4,008	5817	4507	1310	-1,809	21,598	
2	30,924	1631	3897	1885	204	5,528	6484	5047	1437	-956	31,881	
3	42,670	2357	4881	2414	258	7,238	7007	6032	976	230	42,440	
4	54,167	3455	6316	3263	438	9,770	7869	6827	1042	1,902	52,265	
5	65,709	4486	7566	3861	715	12,052	8168	7580	588	3,884	61,825	
6	77,548	5768	8928	4713	843	14,706	8673	8157	517	6,032	71,515	
7	92,106	7657	10261	5425	1006	17,918	9103	8636	468	8,814	83,292	
8	112,073	9996	12231	6601	1251	22,227	9364	8716	649	12,863	99,210	
9	142,069	14379	14533	8065	1365	28,912	9077	8570	507	19,835	122,234	
10	178,269	19622	17145	9655	1745	36,767	8630	8154	476	28,138	150,132	
平均	81,532	7,044	8,869	4,722	788	15,913	8,019	7,223	797	7,893	73,639	

(2) 当初所得比(%)

所得階層	当初所得	税(A)	社会保障給付負担			負担 A+B	合計(C)	社会保障給付			純負担 A+B-C	可処分所得
			合計(B)	年金	その他			年金	その他	年金		
1	100.0	5.5	14.7	6.8	0.3	20.3	29.4	22.8	6.6	-9.1	109.1	
2	100.0	5.3	12.6	6.1	0.7	17.9	21.0	16.3	4.6	-3.1	103.1	
3	100.0	5.5	11.4	5.7	0.6	17.0	16.4	14.1	2.3	0.5	99.5	
4	100.0	6.4	11.7	6.0	0.8	18.0	14.5	12.6	1.9	3.5	96.5	
5	100.0	6.8	11.5	5.9	1.1	18.3	12.4	11.5	0.9	5.9	94.1	
6	100.0	7.4	11.5	6.1	1.1	19.0	11.2	10.5	0.7	7.8	92.2	
7	100.0	8.3	11.1	5.9	1.1	19.5	9.9	9.4	0.5	9.6	90.4	
8	100.0	8.9	10.9	5.9	1.1	19.8	8.4	7.8	0.6	11.5	88.5	
9	100.0	10.1	10.2	5.7	1.0	20.4	6.4	6.0	0.4	14.0	86.0	
10	100.0	11.0	9.6	5.4	1.0	20.6	4.8	4.6	0.3	15.8	84.2	
平均	100.0	8.6	10.9	5.8	1.0	19.5	9.8	8.9	1.0	9.7	90.3	

(注)所得階層の固定性 $\alpha=0.25$ 、利子率3%と想定。可処分所得=当初所得-純負担。

(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2006年)より筆者作成。

表6 生涯所得ベースでみた改革の効果：所得階層別純負担率

(当初所得比、%，%ポイント)

所得階層	現行	改革1	(変化幅)	改革2	(変化幅)	改革3	(変化幅)
1	-9.1	-13.0	(-3.9)	-20.3	(-11.1)	-24.1	(-15.0)
2	-3.1	-4.8	(-1.7)	-8.1	(-5.0)	-9.8	(-6.7)
3	0.5	0.0	(-0.6)	-1.8	(-2.4)	-2.4	(-2.9)
4	3.5	2.7	(-0.8)	3.2	(-0.3)	2.5	(-1.1)
5	5.9	5.3	(-0.6)	6.1	(0.2)	5.5	(-0.4)
6	7.8	7.1	(-0.6)	8.6	(0.8)	8.0	(0.2)
7	9.6	9.3	(-0.3)	10.7	(1.2)	10.5	(0.9)
8	11.5	11.4	(0.0)	12.7	(1.2)	12.6	(1.2)
9	14.0	14.6	(0.6)	14.7	(0.7)	15.4	(1.4)
10	15.8	17.0	(1.3)	16.1	(0.3)	17.4	(1.6)
平均	9.7	9.7	(0.0)	9.7	(0.0)	9.7	(0.0)

(注) 改革1=社会保障負担を当初所得に比例にする(負担率=10.9%)。

改革2=社会保障給付を定額にする(生涯の合計で802万円)。

改革3=改革1+改革2。

純負担率=(税負担+社会保障負担-社会保障給付)／当初所得。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

### 「わが国所得税負担の実態と改革について」

研究分担者 田近栄治 一橋大学国際・公共政策大学院教授

八塩裕之 京都産業大学経済学部准教授

#### 研究要旨

本稿ではわが国の所得税・住民税の現状を分析し、その改革について検討を行う。最初に、OECDの資料（Taxing Wages）などをもとに所得税の国際比較を行い、わが国所得税の課税ベースが非常に狭く、その結果所得税負担が大きく軽減されていること、その一方で所得税の最高税率は高くなっていること、などを論じる。

社会保障費の増大などで将来的に税収を増やす必要がある一方、グローバル化によって格差が拡大・最高税率引き上げが困難となっている。その上で所得税をどのように改革すべきか。本稿で検討する改革は所得税の課税ベース拡大と税額控除による還付を組み合わせる改革である。課税ベース拡大で税収の確保を目指す一方、税額控除の還付で困窮世帯に配慮する。加えて、最高税率を引き上げることなく所得税の所得再分配機能を強化することも可能となる。こうした効果を、国民生活基礎調査の個票データの再集計を用いたシミュレーション分析によって、具体的に示す。

#### A. 研究目的

少子高齢化による社会保障費増大に備えて税収を増やす必要がある一方、グローバル化で格差問題が深刻化し、困窮世帯の生活が困難となっている。加えて、グローバル化は最高税率の引き上げをも困難にしている。そうした中でわが国の所得税をどのように改革すべきか、検討を行う。

#### B. 研究方法

OECD 資料（Taxing Wages、2007）を用いた所得税の国際比較と、国民生活基礎調査の個票データを用いたシミュレーション分析。  
(倫理面への配慮)

本研究は、国立社会保障・人口問題研究所で指定統計調査・調査票使用承認申請を行い、その承認を得た範囲で行った再集計結果を元

にして行われた。個票には個人情報は格納されておらず、個票の取扱には十分な配慮を払った。よって、個人情報保護等に関連する倫理面での問題は発生しなかった。

#### C. 研究結果

制度の国際比較によって、日本の所得税の課税ベースが侵食されており、税負担が大きく軽減されている一方で、最高税率は比較的高くなっている実態が示された。シミュレーションでは、課税ベース拡大と税額控除導入による税制改革によって、税収を確保する一方で、最高税率を高めずに所得再分配機能を高める改革が可能であることが示された。

#### D. 考察

シミュレーションでは、様々な税制改革について検討した。いずれのケースについても、改革が大きな効果をもたらすことが示された。

#### E. 結論

税制の国際比較とシミュレーションによって、わが国の所得税の問題が明らかとなった。税制改革がそうした問題を大きく改善することが可能であることが示された。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

- 1.論文発表 なし
- 2.学会発表 なし

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

- 1.特許取得 なし
- 2.実用新案登録 なし
- 3.その他 なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

## 我が国の所得税改革の方向性について<sup>1</sup>

田近栄治（一橋大学国際・公共政策大学院）  
八塩裕之（京都産業大学経済学部）

### 1. はじめに

本稿の目的は、制度の国際比較とシミュレーションによって我が国の所得税制度の現状を分析し、その改革のあり方を検討することである。制度の国際比較では OECD の資料（OECD (2007)、Tax Database）を用い、シミュレーションでは国民生活基礎調査の平成 19 年調査（厚生労働省）の個票データの再集計を用いた。

まず、制度の国際比較から明らかになった点は以下である。第 1 に、我が国所得税の課税ベースは、主要国と比べても所得控除による浸食が大きいことである。日本で給与収入に対して適用される給与所得控除は極めて大きいが、こうした控除は主要国では実施されていない。また、配偶者控除や扶養控除がない国も多く、その結果、我が国所得税の課税ベースは他国に比べて非常に小さくなっている。第 2 に、こうした課税ベース浸食の結果、その所得税負担は大きく軽減されていることである。例えば、日本の所得税最高税率は世界でも有数の高さとなっているが、課税ベースも小さいため、高所得階層の税負担は他国と比べると決して大きくない。また、人口が集中する中所得階層の税負担軽減は多額の税収ロスの原因となっている。第 3 に、その一方で、社会保険料は他国と比べてもほぼ平均程度の負担率となっていることである。但し、所得税の負担軽減が大きく、税と社会保険料をあわせた全体の負担は大きいとはいえない。

こうした税や保険料の負担構造は、経済のグローバル化や少子高齢化の進行のもとで次のような問題を生じている。第一に、所得控除による税収ロスは、高齢化の進行で増大を続ける社会保障費の財源確保を困難にしていることである。ヨーロッパ諸国は消費税率が高いことで有名だが、実際にはその所得税負担も大きく、それが社会保障歳出を支える貴重な財源となっている。我が国では消費税率が低いうえに所得税負担も軽減されているため、増大する社会保障費への対応がとれず、財政赤字急増の大きな原因となっている。第二に、困窮世帯にとっては所得税負担ではなく、近年の社会保険料負担増大がむしろ深刻となっていることである。先に述べたように、国民全体でみれば税と保険料の負担は決して大きくないが、近年格差問題がクローズアップされている困窮世帯に限ると、給与全体に定率で課される保険料負担の増大が重要となりつつある。

本稿の目的は、こうした現状を踏まえて、わが国の所得税改革のあり方を検討することである。その方向性を整理すると次のようになる。まず、少子高齢化による今後の社会保障費増大に備えるには現状の国民の税負担は不十分であり、今後は増やさざるを得ない。しかし一方で、

1 本稿における実証分析及びその基礎となったデータ処理は、平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した社会保障の給付と負担のあり方に関する研究」（国立社会保障・人口問題研究所）において使用が認められた（統発 0201 第 1 号）「国民生活基礎調査」の再集計を引用活用して、田近・八塩が行ったものである。

グローバル化による格差拡大で困窮世帯の生活が困難になっており、その負担増大は問題となる可能性がある。グローバル化はさらに、世界各国で所得税の最高税率を引き下げる圧力となっており、我が国が最高税率を引き上げ、一部の高所得者の負担のみを増やすことをも困難にしている。このように、我が国が取るべき選択肢は極めて限られているのが実情である。

本稿ではこうした視点から所得税改革のあり方、具体的には、所得税の課税ベース拡大と税額控除導入を組み合わせる税制改革について検討する。まず、先に述べたように、わが国の所得税は他国には見られないほどの多くの所得控除を適用しているが、それが国民全体の負担軽減となり、税収ロスを引き起こしている。最高税率引き上げで一部の高所得者の負担を増やすことが困難である以上、税収を増やすためには、控除縮小による課税ベース拡大が欠かせないと考えられる。

しかし、所得控除の縮小は、困窮世帯の税負担を増大させる問題をあわせもつ。先にみたように日本の税・社会保険料負担は決して大きくないとはいえ、近年の格差問題の広がりを考えると、その負担増大は多くの問題を引き起こすと考えられる。そこで本稿では、所得控除縮小とあわせて税額控除による還付 (refundable tax credit) の導入を提案する。日本で専ら用いられてきた所得控除は、高い限界税率に直面する高所得階層の負担をもっとも大きく軽減するという問題があり、それを税額控除に変えることで、低所得世帯の負担を重点的に軽減することができる。その結果、最高税率を引き上げることなく、所得税の所得再分配機能を高めることができるとなる。本稿では税の還付を社会保険料負担の軽減に用いているオランダの事例を参考として説明し、さらに個票データを用いたシミュレーションによって、こうした税制改革が我が国にも大きな効果を持つことを具体的に示す。

本稿の構成は以下である。まず次の第2節で国際比較の観点からわが国の所得税の実態を検討し、その改革の方向性を論じる。続いて第3節でシミュレーションによって、税制改革が負担にもたらす影響について分析する。

## 2. 所得税制度の国際比較

### 2-1 OECD 資料を用いた国際比較

まず、OECDの資料をもとに制度の国際比較を行い、それを踏まえてわが国所得税の特徴を明らかにする。用いたのはOECDの資料（OECD（2007）、OECD Tax Database）である。

表1はアメリカ・イギリス・ドイツ・オランダ・スウェーデン・日本の6カ国について、所得税（地方税も含む）の所得控除の実態を比較したものである<sup>2</sup>。各国で平均給与を稼ぐ個人を例にとり、給与に占める所得控除の比率を計算した。上表は夫婦子二人の4人家族世帯（片働き世帯）、下表は単身世帯のケースである。

表から明らかなように、日本の特徴は適用される所得控除の項目が多く、その比率も極めて大きいことである。とくに給与所得控除は非常に大きいが、他国でこうした控除はみられない。また、4人家族世帯の場合、日本で認められる配偶者控除や扶養控除についても、アメリカ以外の国では適用されない。そのため、給与に占める所得控除の比率を比較すると、日本は極めて大きくなっている。

こうした所得控除の実態を反映し、日本の所得税負担は大きく軽減されているが、それを示したのが図1である。図は単身世帯について、給与階級ごとの所得税負担（地方税を含む）を比較したものである。図中の「100%」は平均給与を稼ぐ個人を意味し、例えば「33%」は平均給与の1/3を稼ぐ個人である。図から明らかなように、日本の所得税負担はすべての階層で

<sup>2</sup> アメリカはミシガン州のデトロイトのケースを示している。

極めて低い（低所得階層のオランダは特徴的であるが、これについては後述する）。とくに、「67%」から「167%」までの中所得階層の税負担はアメリカやイギリスの半分程度となっているが、このような人口が多い中所得者の税負担軽減は、多額の税収ロスを引き起こしていると考えられる。「500%」になると負担率はようやく上昇をみせるが、それでもアメリカと同程度に並ぶに過ぎない。

一方で日本の最高税率は世界的に見てもかなり高い部類に属するが、これを示したのが図2である。日本は50%であるが、これより高い国はスウェーデンやオランダなど、いずれも高福祉高負担で有名な国ばかりである。しかしこれにもかかわらず、先にみたように、日本の高所得階層の税負担は決して大きくない。すなわち、日本では所得控除による課税ベース浸食が大きいため、高い最高税率にも関わらず、その税負担は低い状況となっている。

図2の最高税率に関していえばもう一点、近年の引き下げ傾向を指摘できる。経済のグローバル化の影響で富裕階層がタックスヘイブンなどを活用した節税行動を活発化させていることが報告されており（Boise, 2007）、こうした影響で国際的に法人税率だけでなく所得税の最高税率も引き下げ圧力が強まっている。既に見たように、日本の高所得者の税負担は大きいとはいえないが、一方で、その負担を最高税率引き上げで増やすことには問題が伴うと考えられる。

次に、図3には社会保険料負担（雇用主負担は含まず）を示した。所得税とは異なり、日本の負担率はオランダ・ドイツに続いて三番目であり、さらに（図には示していないが）近年の少子高齢化で他国と比べても、その負担率の増加傾向が強くなっている。所得税の負担が大きく軽減されているため、次の図4に示したように税と社会保険料負担の合計でみると、依然負担は小さいが、注目すべきは「33%」の低所得階層である。図4によると、この階層の負担率は唯一他国と同程度となっているが、その原因は社会保険料負担にある。社会保険料は給与全体に一定率で課されるため、近年の料率引き上げがこうした状況をもたらしているが、今後、さらに保険料負担が増えれば、近年話題になっている若年層の格差問題に追い討ちをかけることが想定される。

以上の結果をまとめると、次のようになる。日本では所得控除による課税ベース浸食が大きく、その税負担は大きく軽減されている。一方で社会保険料負担が増大を続けているが、所得税の負担軽減が大きく、税と保険料を合わせた負担全体は決して大きくない。しかし、低所得世帯に限っては保険料増大でその負担は他国並みであり<sup>3</sup>、近年の格差問題の広がりの中で、そのさらなる負担増大は問題となる可能性がある。また、最高税率についてはすでに高く、それをさらに引き上げることについては問題が多いと考えられる。

## 2-2 改革の方向性について

こうした現状を踏まえて、次に所得税改革の方向性を検討する。日本の消費税率はヨーロッパなどと比べると極めて低いことは有名であるが、これまで説明したように、実際にはその所得税負担も極めて低い。日本では社会保障費が年々増大を続けているが、所得税・消費税の負担率がともに低いためにその歳出増大への対応ができず、財政赤字が増え続けている状態である。社会保障費は今後さらに増大することが確実である以上、税負担は増やさざるを得ない。

ただし、経済のグローバル化で、その方法には制約が伴う。まず、世界的に引き下げ傾向にある最高税率の引き上げは、慎重である必要がある。タックスヘイブンなどを活用した所得の国境間移動の活発化が伝えられる中で、日本の最高税率を他国に対して突出的に高くすることには問題が多いと考えられる。もう一点は、グローバル化による格差問題の深刻化で、困窮世

<sup>3</sup> もっとも、消費税負担を考えるとヨーロッパにおける低所得世帯の負担の方が大きいだろう。

帶への配慮が欠かせなくなっていることである。先に述べたように今後、社会保険料負担が増大する中で、むしろその負担軽減をどのように考えるかが重要な課題となる可能性がある。

そこで本稿で検討するのは、所得控除縮小による課税ベース拡大で税収を確保する一方、低所得者への負担軽減として税額控除による還付制度を導入する改革である。実際にこうした制度はオランダで実施されており、それが先の税負担に関する国際比較の図表（図1）にも特徴的に表れている。以下で、それについて簡単に説明する。

まず、所得控除の国際比較（表1）に示したようにオランダでは所得控除が一切認められないと、給与全体に所得税が課される。その一方で成人一人当たり一律の基礎的税額控除（2007年で2074ユーロ）が認められ<sup>4</sup>、低所得世帯の負担を軽減している。重要な点は、それによってマイナスの所得税負担がありうることであり、その結果、所得階級ごとの所得税の負担構造は図1のように、極めて独特である。すなわち給与全体が課税対象となるため、中所得者以上の税負担率は極めて大きい一方で、税額控除の適用により低所得世帯の所得税負担率はマイナスとなる<sup>5</sup>。これまで見たように、所得控除を大きく設定すると、高い限界税率に直面する高所得階層の税負担を大きく軽減してしまうが、それを一律の基礎的税額控除に変え、なおかつ低所得世帯にはマイナス税率を認めることで、国民全体からの税収を確保しつつ、低所得者への負担軽減を重点的に行う制度となっている。

さらに、オランダの所得税の「マイナス税」についてもう一点述べると、低所得者に現金を直接配るわけではない点が注目される。オランダでは税と保険料を歳入庁が一体的に徴収し、そのなかで税額控除によるマイナス税を直接現金給付ではなく、保険料負担の軽減として処理している（ただし、保険料はあくまで支払われたことにして、再分配を税で行う形をとる）。これまで述べたように、わが国では低所得世帯の保険料負担増大が問題となってきており、その軽減手段としてオランダの方法は興味深い。また、税額控除の還付を直接的な現金給付で行うと不正給付を誘発することがアメリカの経験などで知られており、こうした問題を抑えるという執行面でも参考になる制度と思われる。

### 3. 所得税改革のシミュレーション分析

次に、こうした所得控除の縮小と税額控除導入による税制改革の実施が、我が国でも大きな効果をもたらしうることをデータで示す。用いるデータは、国民生活基礎調査（厚生労働省）所得票の平成19年調査に基づく再集計データである。データは23513世帯に関する世帯構成や所得などの情報を示しており、それに実際の税法をあてはめれば各世帯の所得税・住民税負担（理論値）を再集計により計算できる。次に、税制改革後の制度をあてはめて再度税負担を計算し、それを改革前と比較することで、税制改革効果を分析した（税制改革が引き起こす行動変化は捨象した）。分析ではデータの世帯を10の所得階層に分類し、所得階層ごとに結果を集計する形をとった（なお、Appendixに分析の方法を説明している）。ただし、データの欠損値がある世帯や単身赴任世帯などを外したため、分析対象世帯は19980世帯、そのため各所得階層に属する世帯数は1998世帯である。なお、分析では所得税・住民税だけでなく社会保険料や固定資産税も分析したが、この値は再集計データに示された値（各世帯が調査で申告した

<sup>4</sup> オランダでは基礎的税額控除以外にも、勤労税額控除などが認められる。

<sup>5</sup> 図1で示したオランダの特殊な所得税負担構造は、もう一点、その特殊な税率構造にも由来する（所得税と社会保険料の税率構造が一体的に設定されている）。しかし、広い課税ベースによる大きな所得税負担と税額控除の活用による負担軽減という制度が、こうした負担構造を生み出すことは紛れもない事実である。

支払額）をそのまま用いた<sup>6</sup>。

最初に、本稿で分析する税制改革の内容を説明しておく。まず、給与所得控除と公的年金等控除はそれぞれ（国税・地方税ともに）、現状の控除最低額である65万円と70万円に大きく縮小する。先にみたように給与所得控除による課税ベース浸食は大きいが、こうした控除は主要国では実施されていない。とくに、給与増大とともに控除も増大する構造は、富裕階層の課税ベース浸食を引き起こしており、これを現状の控除最低額で打ち切ることでその課税ベース拡大をはかる。一方、公的年金等控除は給与所得控除よりも大きいが、これについても年金課税の視点から問題が指摘されている。すなわち、年金所得は本来、保険料の拠出段階か、年金の受給段階で課税されるべきであるが、日本では拠出段階で社会保険料控除が適用されて全額課税ベースから除外される一方、給付段階でも公的年金等控除が適用され、結果的にその大部分が課税ベースから除かれて税収ロスが発生している。そこでこれについても、控除最低額70万で打ち切ることとした。

次に、基礎・配偶者・扶養の人的三所得控除はすべて廃止（国・地方とも）する。その一方で、国民一人当たり10万円の基礎的税額控除を国の制度として設定する。高い限界税率に直面する高所得階層の負担が大きく軽減される所得控除を、一律の基礎的税額控除に変え、かつ低所得者に「マイナス税」（還付）を認めることで、最高税率を引き上げることなく所得再分配機能を高めることを狙っている。こうした改革は、先にみたオランダの制度と似通ったものである。

ただし、「マイナス税」（税額控除の還付）に関して、留意すべき点が二点ある。第一に、低所得世帯への直接的な現金給付は避け、所得税・住民税・社会保険料の一括徴収を前提に、その範囲内で税額控除を引くことを認めたとした。これもオランダを参考にしたものであるが、先にふれたように低所得世帯に広く現金を給付する方法は執行面で困難を伴うことに加え、保険料負担軽減という形をとることで、深刻となりつつある低所得世帯の保険料負担軽減につながると判断した（例えば、こうした方法をとると、現在保険料支払いを免除されている専業主婦には税額控除の還付は適用されない）<sup>7</sup>。また、国・地方の所得税課税ベースを拡大しつつ税額控除を国の制度としてすることで、とくに地方の税収が大きく増えるが、応益性が重視されるべき地方税においては、地域住民への課税自主権が發揮されやすい住民税の課税強化は望ましいと考えた<sup>8</sup>。ただしこうした税制改革は本来、交付税や補助金などの地方財政改革を伴うべきものであり、それについては別の機会に検討したい。

第二に、税額控除の還付を税・保険料額までとした場合、税や社会保険料を支払っていない子供に対する税還付ができるという問題がある。これについて本稿では、子育て世帯への経済的支援の重要性にかんがみ、特例を設けることとした。すなわち、子供（年齢18歳までと大学生）に割り当てられる税額控除については、その扶養者への適用を認めたとした（田近・八塩（2008）ではこれを「児童税額控除」とよんだ）。

<sup>6</sup> 分析では児童手当と児童扶養手当についても計算したが、これについては世帯の所得情報などより給付額の理論値を推計する方法をとっている。ただし、紙幅の関係上、これらについての詳細な分析は実施しなかった。

<sup>7</sup> また、現状すでに保険料支払いを免除されている困窮世帯に対しても、税額控除の還付の効果は及ばないことになる。こうした世帯への支援は保険料支払い免除でなされていると考えることができるが、それ以上の支援としては生活保護の活用が考えられる。

<sup>8</sup> 住民税の課税ベース拡大は、自治体間税収格差を大きく是正することが知られている。地方の個人所得税の課税ベースを大きく拡大し、その負担を国の税額控除で行うという制度は、実際にスウェーデンで実施されている。なお、オランダは地方の個人住民税がない。

こうした改革が税負担にもたらす効果を表2に示した。分析結果の詳細内容は、本文の最後に細かい表をつけており、それを参照いただきたい。ここでは概略のみを表2で説明し、それを通じて、改革が我が国の税負担構造に大きな変化をもたらすことを示す。表は10の所得階層ごとに税・社会保険料負担率を示した。まず、その左側に示した現状の負担状況を説明すると、その内容は先の国際比較の分析結果を裏付けるものとなっている。すなわち、わが国所得税の課税ベースは国民全体で見ても世帯所得の4割に満たず、極めて狭くなっている。そのため中位である第五階層でも、税負担は住民税まであわせて3%程度にとどまっている。むしろ負担として大きいのは社会保険料負担であり、第九階層までは税よりも保険料負担が大きくなっている。表によると保険料負担率は「逆進的」となっているが、これには国民年金の定額保険料の影響などがあると考えられる。

そこで、表の右側には税制改革効果を示した。まず、課税ベースをみると、改革で所得控除が廃止・縮小されるため、すべての階層でそれは大きく拡大し、国民全体で世帯所得の69%まで上昇する。その結果、税額控除をひく前の段階では、国民全体で所得税3.7%、住民税で3%の負担増が発生する。しかし、税額控除によって国民全体で3.8%の負担軽減がなされるため、最終的な国民の負担増は3%となる。もっとも、現行（平成19年）の国の所得税負担率3.8%をもとに計算すると、この3%の負担増はおよそ10兆円弱に換算され、極めて大きい。

ただし、この表でもう一点の注目すべき点は、所得再分配機能の強化である。表からわかるように、改革で所得の高い第X階層は4.4%の増税となる一方、所得の低い第I階層は税額控除によるマイナスが利くため、-7.3%の大幅な負担軽減となる。このように改革を通じて、国民全体の税負担は増やしつつ所得再分配機能を高めることができる。なおかつ、グローバル化の進行で引上げが難しいとされた最高税率の引き上げをも避けることが可能となる。ここで示した改革は一つの例示に過ぎないが、課税ベース拡大と税額控除導入による改革が大きな結果をもたらすことを如実に示している。なお、論文の末尾にはその他の税制改革を行った場合の計算結果を示しており、また、全世帯を勤労世帯・年金世帯（勤労収入もしくは年金収入が世帯収入の半分を占める世帯）・子供がいる世帯（年齢階級別）に分けたケースについても、負担の実態を示した。興味があればこれらについても参照していただきたい。

最後に、こうした改革に向けた課題を述べる。本稿では所得税と住民税、社会保険料を一括徴収する制度を前提に、税額控除の還付をその負担軽減で認める制度を検討した。わが国では、所得税・住民税・保険料の徴収は完全に別個でなされており、こうした制度の構築のためには執行面に関する詳細な検討が必要である。例えば、こうした処理を源泉徴収義務者の段階で済ますことなどによって、執行を容易にする工夫なども検討できると思われる。また、将来的には納税者番号制度の導入や歳入庁の創設などが望ましいと考えられ、これについては今後の課題である。

## 参考文献

Boise, C. (2007) ``Breaking Open Offshore Piggybanks: Deferral and the Utility of Amnesty," *George Mason Law Review* 14(3), 667-723.

OECD (2007) *Taxing Wages 2006-2007 Special Feature: Tax Reforms and Tax Burdens.*

OECD Tax Database

[http://www.oecd.org/document/60/0,3343,en\\_2649\\_34533\\_1942460\\_1\\_1\\_1\\_37427,00.html](http://www.oecd.org/document/60/0,3343,en_2649_34533_1942460_1_1_1_37427,00.html)

田近栄治・八塩裕之（2008）「所得税改革 税額控除による税と社会保険料負担の一体調整」

季刊社会保障研究 44 (3) 291~306 ページ。

## Appendix 分析の方法

### 1 所得税・住民税額の計算

本稿の分析は平成 19 年度の国民生活基礎調査の個票を用いたマイクロ・シミュレーション分析であり、以下でそれについて説明する。用いる方法は基本的に田近・八塩（2008）と同じである。

まず、データのすべての個人に関して以下の方法で合計所得を計算する。

- ・合計所得＝給与所得＋年金所得(雑所得)＋事業所得＋農業所得＋家庭内労働所得＋財産所得

ただし、給与所得＝雇用者所得－給与所得控除、年金所得＝年金－公的年金等控除。

事業所得・農業所得・家内労働所得のある個人には青色申告控除 10 万円を一律に適用した。また、国民生活基礎調査ではこれまで不動産所得と利子所得を別個の調査項目としてきたが、2004 年調査以降この 2 つが「財産所得」としてひとつの調査項目にまとめられた。利子所得は本来 20% の分離課税となるが、不動産と利子の内訳が不明であるため、分析ではすべて総合課税されると考えて計算をおこなった。ただし、データに示された財産所得の金額は大きくなないため、これと異なる計算方法を用いても結果に大きな違いはおきないと考えられる。

次に、すべての個人に対して所得控除を適用し、課税所得を計算する。

- ・課税所得＝合計所得－所得控除

分析で考慮した所得控除は基礎控除・配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除である。配偶者控除や扶養控除は個人が属する世帯の家族関係と所得の大きさより適用可否を判断し、また老年や同居老親、特定扶養（16 歳から 22 歳）による控除上乗せを反映した。社会保険料控除はデータに示された年金保険料、医療保険料、介護保険料の値をそのまま用いた。そして計算された課税所得に対して 2007 年（すなわち定率減税廃止と、国から地方への税源移譲反映後）の税率表を適用し、所得税・住民税の負担額（理論値）を計算した。

一方、分析では各世帯の児童手当と児童扶養手当の受給額についても計算した。いずれも 2007 年の制度のもとで世帯の家族関係や所得の大きさから適用可否を判断し、各世帯が受け取る手当の大きさ（理論値）をもとめた（自治体によってはこれらの手当に対する上乗せがあるが、それについては分析から除外した）<sup>9</sup>。

### 2 等価世帯可処分所得の計算とデータの概要

次に上記で計算した所得税・住民税額と児童手当・児童扶養手当額、データに示された社会保険料額、固定資産税額、所得額、家族形態の情報を使って、各世帯の等価世帯可処分所得（＝世帯可処分所得  $\sqrt{\text{世帯人員数}}$ ）を計算し、これに基づいて全世帯を 10 の所得階級に分割した。なお世帯可処分所得の式は以下である。

- ・世帯可処分所得＝雇用者所得＋事業所得＋農業所得＋家庭内労働所得年金＋年金＋児童手当＋児童扶養手当－所得税・住民税－社会保険料－固定資産税

（1）

そして所得階級ごとに税負担の実態や税制改革の効果などについて分析を行った。

<sup>9</sup> 分析で反映できていない給付に生活保護手当がある。しかし生活保護手当を受けている世帯は国民全体の 1 % 強であり、本稿のデータで換算すると数百世帯に限られることとなる。

表1 所得税の控除の各国比較

夫婦子供二人世帯(片働き、給与額は国内平均給与額)								(単位: %)
	世帯給与額	基礎控除	配偶者控除	扶養(児童)控除	社会保険料控除	勤労控除(給与所得控除)	他	控除合計(給与に占める比率)
日本	5026113円	7.6	7.6	15.1	12.2	30.7		73.2
アメリカ	40857ドル	43.8		17.1				60.9
イギリス	33473ポンド	18.0						18.0
ドイツ	43942ユーロ	17.4			10.0	2.1	0.2	29.7
オランダ	42363ユーロ				2.8			2.8
スウェーデン	348757クローネ	3.5						3.5

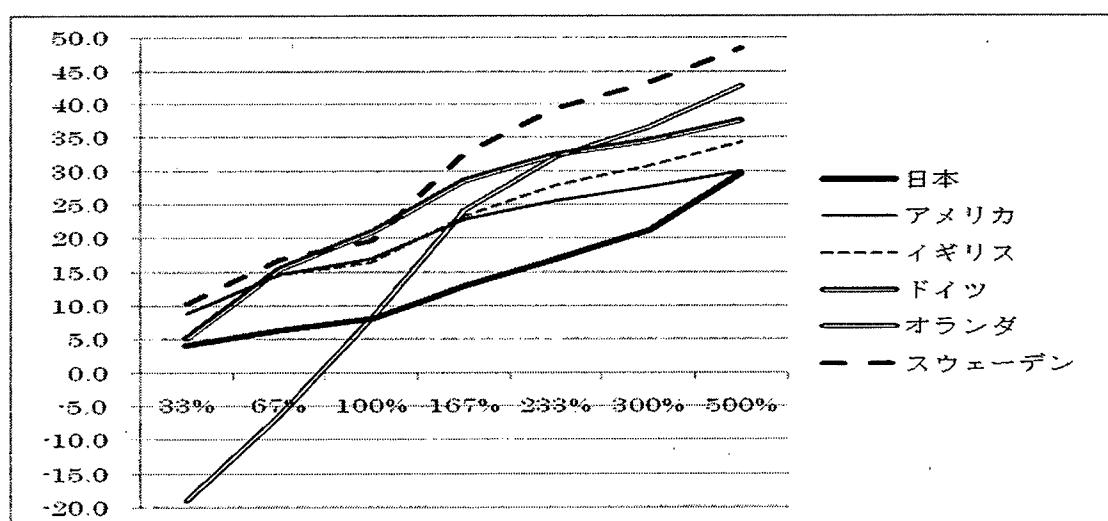
単身世帯(給与額は国内平均給与額)								(単位: %)
	世帯給与額	基礎控除	配偶者控除	扶養(児童)控除	社会保険料控除	勤労控除(給与所得控除)	他	控除合計(給与に占める比率)
日本	5026113円	7.6			12.2	30.7		50.5
アメリカ	40857ドル	21.9						21.9
イギリス	33473ポンド	18.0						18.0
ドイツ	43942ユーロ	17.4			6.6	2.1	0.1	26.2
オランダ	42363ユーロ				2.2			2.2
スウェーデン	348757クローネ	3.5						3.5

\* ドイツでは課税所得が 7664 ユーロまではゼロ税率が適用される。上記ではこの 7664 ユーロを「基礎控除」と考えて計算している)

\* 日本では民主党新政権のもとで、中学生まで児童への所得控除が廃止されるが、上記はこの分は反映していない。

(出所) OECD, *Taxing wages*, 2007, より筆者作成

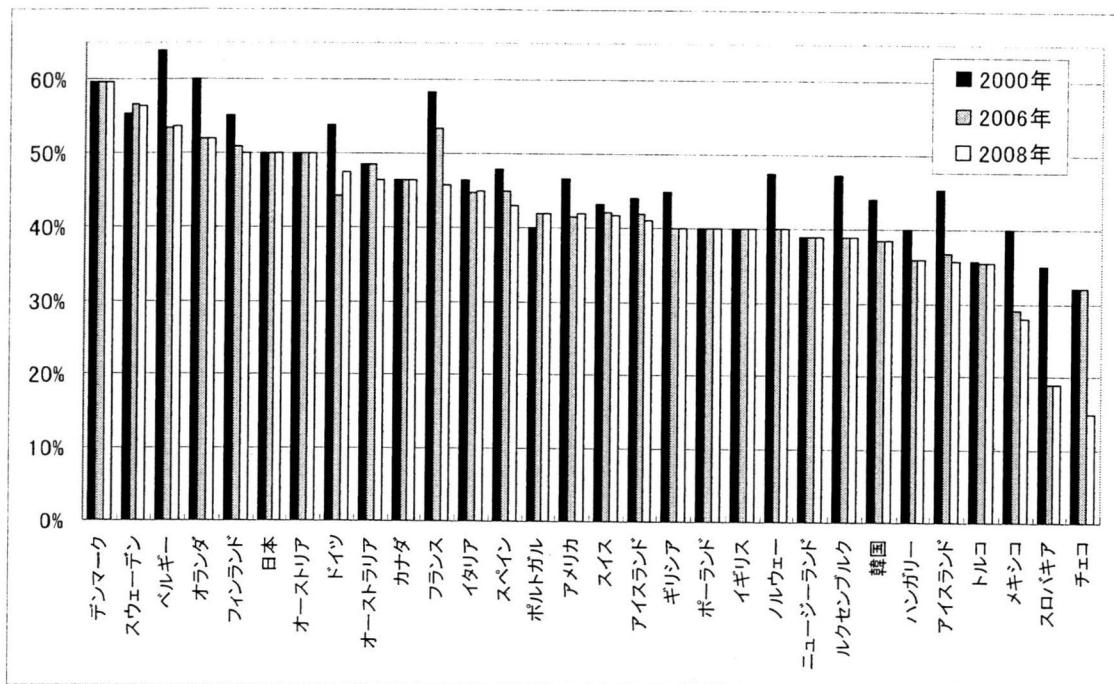
図1 所得階級別の所得税（地方税含む）負担率（単身世帯のケース）



\* 「100%」はその国の平均給与額（表1に具体的な金額は示した）を示す。

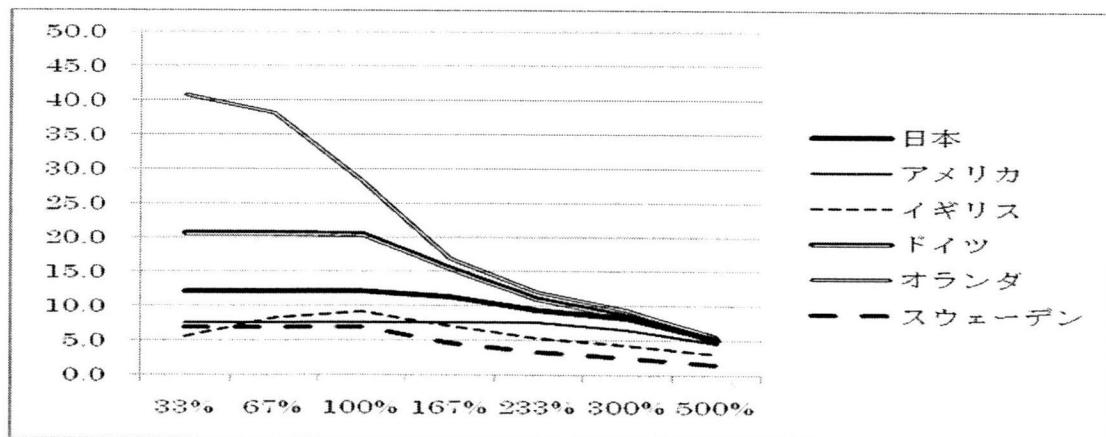
(出所) OECD, *Taxing wages*, 2007, より筆者作成

図2 所得税（地方税含む）の最高税率推移



出所) OECD, *Tax Database*, より。

図3 所得階級別の社会保険料負担率（雇用主負担は含まず、単身世帯のケース）



(出所) OECD, *Taxing wages*, 2007, より筆者作成

図4 紹与階級別の税・社会保険料負担率（図1と図3の合計、単身世帯のケース）

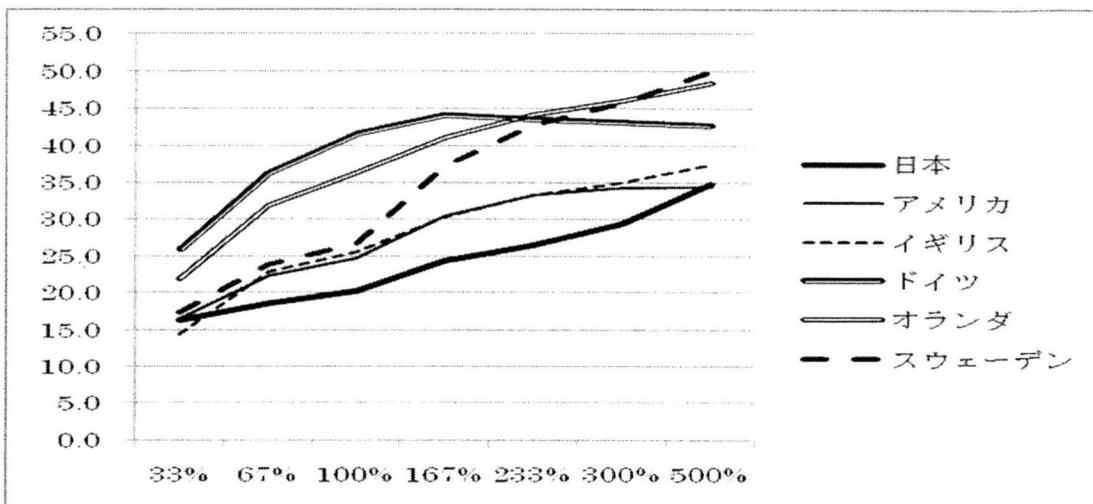


表2 税制改革が負担にもたらす効果

所得 階層	世帯数	税制改革前 A						税制改革後 B						税制改革効果 C = B - A						
		所得税		住民税		負担率 (%)		所得税		住民税		負担率 (%)		所得税		住民税		負担率 (%)		
		課税所得	税率	課税所得	税率	所得税	住民税	課税所得	税率	所得税	住民税	社会 税額 (税額控除前)	保険料	計	課税所得	税率	所得税	住民税	税額 (税額控除前)	控除
I	1998	0.008	0.012	0.0%	0.1%	14.5%	14.6%	0.194	0.194	1.0%	1.9%	14.5%	-10.1%	7.3%	0.186	0.182	0.9%	1.8%	-10.1%	-7.3%
II	1998	0.031	0.044	0.2%	0.4%	10.9%	11.4%	0.403	0.403	2.0%	4.0%	10.9%	-8.5%	8.4%	0.372	0.358	1.9%	3.7%	-8.5%	-3.0%
III	1998	0.079	0.107	0.4%	0.9%	10.2%	11.5%	0.517	0.517	2.7%	5.2%	10.2%	-6.9%	11.1%	0.438	0.410	2.3%	4.2%	-6.9%	-0.4%
IV	1998	0.142	0.177	0.7%	1.6%	9.8%	12.1%	0.579	0.579	3.3%	5.8%	9.8%	-5.9%	13.0%	0.437	0.402	2.6%	4.2%	-5.9%	0.9%
V	1998	0.194	0.232	1.0%	2.1%	10.0%	13.2%	0.612	0.612	3.9%	6.1%	10.0%	-5.2%	14.9%	0.418	0.381	3.0%	4.0%	-5.2%	1.7%
VI	1998	0.260	0.294	1.4%	2.8%	10.0%	14.1%	0.648	0.648	4.8%	6.5%	10.0%	-4.6%	16.6%	0.388	0.354	3.4%	3.7%	-4.6%	2.5%
VII	1998	0.319	0.352	1.8%	3.4%	10.0%	15.2%	0.681	0.681	5.8%	6.8%	10.0%	-4.1%	18.5%	0.362	0.329	3.9%	3.4%	-4.1%	3.3%
VIII	1998	0.377	0.405	2.6%	4.0%	10.1%	16.7%	0.708	0.708	6.8%	7.1%	10.1%	-3.5%	20.6%	0.330	0.303	4.3%	3.1%	-3.5%	3.9%
IX	1998	0.449	0.471	3.7%	4.6%	10.0%	18.3%	0.740	0.740	8.1%	7.4%	10.0%	-2.8%	22.7%	0.292	0.270	4.4%	2.8%	-2.8%	4.3%
X	1998	0.599	0.612	8.8%	6.1%	8.4%	23.3%	0.810	0.810	13.0%	8.1%	8.4%	-1.7%	27.7%	0.211	0.199	4.1%	2.0%	-1.7%	4.4%
合計	19980	0.372	0.396	3.8%	3.9%	9.7%	17.3%	0.690	0.690	7.5%	6.9%	9.7%	-3.8%	20.3%	0.319	0.294	3.7%	3.0%	-3.8%	3.0%



2007年税制  
9歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	世帯数	世帯人數(年金手当含む)	世帯所得	課税所得	住民税	税負担(直接税)		社会保険料負担		社会保障給付		財産所得	給与	住民税負担の分布(世帯数)	新政権子ども政策																
						所得税		課税所得		住民税																					
						所得税	課税所得	住民税	課税所得	住民税	医療保険料	所得税+住民税+社会保険料	税+社保	平均																	
I	104	4,183	155	0,002	0,006	0,02	0,07	3,39	0,76	0,85	10,20	8,57	107	20,29	14,94	16,94	16,7	0,001	0,132	0,154	-0,234	9,23	0,43	64,54	99	3	2	0	0	63,600	0,577
II	286	4,168	252	0,021	0,038	0,27	0,75	3,29	2,65	2,46	13,12	15,38	1,10	30,95	15,42	11,71	21,7	0,004	0,121	0,140	-0,067	10,21	1,81	154,06	211	42	16	12	5	60,436	0,545
III	321	4,262	361	0,070	0,107	1,22	3,10	4,21	6,34	5,40	16,48	19,45	1,29	39,51	14,97	5,64	27,3	0,012	0,125	0,131	0,001	12,11	1,90	201,18	81	113	95	13	19	59,679	0,449
IV	381	4,055	425	0,159	0,203	3,42	7,71	3,62	8,32	7,83	16,77	24,99	0,95	45,03	14,68	2,57	14,1	0,026	0,132	0,141	0,072	12,12	1,45	362,44	17	51	144	144	25	57,077	0,378
V	411	4,270	523	0,214	0,255	5,19	12,27	5,27	11,59	12,04	21,36	30,84	1,49	56,81	14,93	1,50	18,7	0,035	0,143	0,153	0,092	11,38	2,91	459,64	6	22	77	201	95	58,984	0,380
VI	410	4,319	613	0,277	0,313	9,27	18,45	5,86	14,83	15,22	24,17	35,75	1,76	65,03	14,35	1,06	24,0	0,045	0,151	0,161	0,103	13,24	2,40	533,33	3	18	35	129	285	59,612	0,409
VII	445	4,364	728	0,338	0,370	15,63	26,31	7,86	21,62	21,49	26,34	41,30	2,35	74,20	13,87	0,66	29,7	0,057	0,159	0,169	0,116	13,45	3,13	639,91	0	3	19	96	367	57,383	0,270
VIII	383	4,433	869	0,392	0,419	25,85	35,73	9,17	21,28	28,51	31,26	4,95	3,16	87,28	9,31	0,94	42,9	0,071	0,171	0,182	0,129	16,39	7,57	756,43	0	3	3	22	355	55,639	0,439
IX	258	4,434	1078	0,456	0,478	44,74	50,89	11,39	46,94	41,45	31,02	58,46	3,74	104,70	12,12	1,52	51,1	0,089	0,196	0,196	0,149	14,14	15,56	922,84	0	0	0	5	253	53,330	0,279
X	198	4,707	1677	0,512	0,587	138,16	97,81	21,53	124,17	82,01	55,53	76,99	4,90	140,06	5,15	1,01	71,1	0,141	0,224	0,237	0,200	17,21	6,061	1314,03	0	0	0	0	196	52,158	0,303
合計	3257	4,311	655	0,336	0,366	19,65	23,26	7,11	22,81	19,97	24,65	36,11	2,10	66,29	1,285	3,15	30,1	0,066	0,167	0,178	0,115	13,14	7,48	548,85	417	265	391	582	1602	57,802	0,391

## 10歳～15歳の扶養家族がいる世帯

所得階層	世帯数	世帯人數(年金手当含む)	世帯所得	課税所得	住民税	税負担(直接税)		社会保険料負担		社会保障給付		財産所得	給与	住民税負担の分布(世帯数)	新政権子ども政策																
						所得税		課税所得		住民税																					
						所得税	課税所得	住民税	課税所得	住民税	医療保険料	所得税+住民税+社会保険料	税+社保	平均																	
I	113	4,142	148	0,000	0,002	0,00	0,02	4,27	0,44	0,62	10,44	10,01	1,54	22,59	7,70	22,64	22,2	0,000	0,133	0,182	-0,269	11,56	1,32	55,17	110	3	0	0	0	55,221	0,428
II	207	4,304	254	0,029	0,046	0,37	0,95	5,01	2,40	2,40	13,11	2,29	30,23	8,35	6,92	33,8	0,005	0,124	0,144	0,115	10,99	2,66	155,11	161	16	12	11	5	58,320	0,324	
III	209	4,502	353	0,092	0,097	1,09	2,81	5,31	1,84	4,07	16,41	17,24	3,00	38,63	8,12	12,09	49,7	0,111	0,121	0,136	-0,078	12,65	6,03	216,79	66	30	37	10	16	58,369	0,3388
IV	217	4,419	437	0,123	0,167	2,73	6,37	4,89	6,23	7,04	19,23	23,51	2,84	47,70	7,96	7,25	35,0	0,021	0,130	0,141	0,030	11,51	1,41	324,78	33	55	67	40	22	57,65	0,2654
V	220	4,591	536	0,185	0,233	5,33	11,24	7,77	10,63	11,70	22,10	30,54	2,99	59,02	7,94	1,71	32,4	0,031	0,141	0,155	0,084	1,85	6,31	454,60	6	31	56	89	38	58,713	0,3327
VI	260	4,750	643	0,253	0,295	9,08	18,02	8,78	14,11	14,85	25,31	35,75	3,75	68,29	9,14	0,89	39,2	0,042	0,148	0,162	0,093	12,04	5,24	529,45	5	14	33	73	135	61,880	2,308
VII	300	4,787	760	0,304	0,345	14,14	25,33	9,56	21,53	21,65	28,30	43,05	4,76	79,74	6,94	1,01	43,0	0,052	0,157	0,169	0,110	12,75	6,86	601,23	0	10	16	54	220	58,032	3,960
VIII	346	4,578	887	0,369	0,401	24,82	35,01	10,17	28,51	28,61	32,61	49,77	5,22	92,46	4,11	0,40	52,2	0,067	0,172	0,183	0,127	15,91	5,10	771,36	0	2	5	23	316	52,120	3,780
IX	292	4,483	1105	0,460	0,486	50,56	53,12	13,62	49,66	44,42	38,17	60,05	6,13	109,92	2,92	0,39	48,8	0,094	0,193	0,206	0,166	16,56	20,63	969,05	0	0	1	7	284	49,889	3,740
X	205	4,556	1759	0,600	0,616	168,34	107,81	30,63	137,98	92,48	53,15	78,52	7,68	144,29	1,67	0,49	79,4	0,157	0,239	0,256	0,220	22,32	87,62	1340,07	0	0	0	0	205	48,835	3,161
合計	2369	4,545	735	0,361	0,392	28,08	28,14	10,28	60,05	24,30	27,41	38,97	4,27	74,11	6,27	4,82	44,8	0,076	0,177	0,191	0,125	14,02	14,02	17,79	381	213	227	301	1241	55,723	3,379

## 16歳～23歳の扶養家族がいる世帯

所得階層	世帯数	世帯人數(年金手当含む)	世帯所得	課税所得	住民税	税負担(直接税)		社会保険料負担		社会保障給付		財産所得	給与	住民税負担の分布(世帯数)	新政権子ども政策																		
						所得税		課税所得		住民税																							
						所得税	課税所得	住民税	課税所得	住民税	医療保険料	所得税+住民税+社会保険料	税+社保	平均																			
I	119	3,731	127	0,000	0,002	0,00	0,01	4,35	0,59	0,69	9,37	9,36	1,69	20,62	1,66	13,63	27,6	0,000	0,162	0,196	-0,210	11,00	1,96	48,44	115	4	0	0	0	15,207	7,866		
II	169	4,018	246	0,016	0,039	0,20	0,69	6,55	2,14	2,61	15,49	14,19	2,61	33,13	2,98	10,64	30,7	0,004	0,137	0,164	-0,018	12,96	3,53	144,43	124	29	8	6	2	20,308	8,095		
III	180	4,061	334	0,051	0,088	0,88	2,33	10,16	5,04	4,60	15,35	16,73	3,36	37,25	1,93	10,74	30,9	0,010	0,121	0,151	-0,043	12,67	21	7	9	15,600	7,800						
IV	166	4,151	422	0,089	0,153	2,52	5,37	8,16	7,51	5,94	19,27	20,69	3,40	45,09	2,60	5,72	44,9	0,019	0,126	0,145	0,021	13,20	8,20	30,96	34	51</							

2007年税制  
15歳以下の扶養家族いる世帯

所得 階層 世帯数	世帯所得 世帯人數 (年金・ 手当含む)	課税所得 比率	所得税 固定資産税 負担額 (円一タ)	税食担(テータ) 税負担 (直接税)	社会保険料負担				社会保障給付				社会保障給付				住民税負担の分布(世帯数)				新改進子ども政策											
					医療保険 年金保険 介護保険				社会保険料 負担額 負担額				年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額				所得税+ 住民税+ 社保負担額 負担額				税+社保 負担額 負担額				平均 財産所得 給与							
					所得税 負担額 負担額	住民税 負担額 負担額	医療保険 負担額 負担額	年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額	所得税 負担額 負担額	住民税 負担額 負担額	社保負担額 負担額	年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額	所得税 負担額 負担額	住民税 負担額 負担額	社保負担額 負担額	年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額	所得税 負担額 負担額	住民税 負担額 負担額	社保負担額 負担額	年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額	所得税 負担額 負担額	住民税 負担額 負担額	社保負担額 負担額	年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額								
I	177	4,023	147	0.001	0.005	0.01	0.05	0.56	0.84	0.63	0.74	1.19	22.01	10.44	20.43	16.7	0.000	0.150	0.176	-0.219	10.99	1.10	57.73	170	5	2	0	54,997	2,780			
II	419	4,122	250	0.025	0.042	0.31	0.84	4.21	2.42	2.38	1.350	1.434	1.59	30.60	11.74	13.77	26.0	0.005	0.127	0.144	-0.078	10.67	2.55	146.85	314	53	24	18	10	55,624	1,804	
III	447	4,233	347	0.070	0.108	1.22	3.09	4.55	5.82	4.94	1.623	1.845	1.96	38.87	11.61	7.96	35.3	0.012	0.124	0.137	-0.024	11.76	3.02	24.68	114	167	116	19	31	55,281	1,664	
IV	514	4,088	425	0.149	0.192	3.20	7.28	4.09	7.61	7.40	17.40	24.14	1.66	45.42	11.67	4.41	23.5	0.025	0.131	0.141	0.053	12.03	1.67	38	53,963	1,237						
V	539	4,211	522	0.207	0.230	5.63	11.95	5.97	11.31	11.97	21.43	30.61	1.93	57.15	12.06	1.69	22.4	0.034	0.143	0.155	0.092	11.71	4.48	453.58	10	50	112	257	110	55,454	1,469	
VI	601	4,356	615	0.268	0.306	8.99	18.00	6.40	14.64	15.08	24.16	35.50	2.37	65.45	11.95	1.01	28.8	0.044	0.150	0.161	0.100	13.24	3.61	529.35	6	28	57	176	340	56,489	1,206	
VII	639	4,444	733	0.324	0.360	14.52	25.69	8.34	21.50	21.18	21.14	41.68	3.24	76.98	10.82	0.94	34.6	0.055	0.159	0.170	0.114	13.34	4.20	642.53	0	12	31	92	503	54,722	1,956	
VIII	627	4,397	869	0.385	0.413	25.22	35.28	9.81	27.71	28.21	31.39	46.74	3.98	88.87	6.65	0.79	44.6	0.010	0.172	0.183	0.131	16.43	6.22	75.26	0	4	8	39	576	50,955	2,163	
IX	482	4,369	1,083	0.461	0.485	47.91	51.92	12.26	48.84	43.32	57.29	59.28	1.88	107.01	4.44	1.05	47.1	0.092	0.191	0.202	0.162	15.85	1.67	945.10	0	0	1	10	471	48,548	2,290	
X	348	4,533	1,682	0.583	0.599	147.14	100.15	25.77	125.10	84.26	52.30	77.07	6.03	140.81	3.28	0.96	69.1	0.147	0.231	0.246	0.212	20.09	74.12	1318.69	0	0	0	0	348	46,979	1,966	
合計	4,798	4,304	683	0.350	0.380	22.97	25.27	8.34	70.36	21.71	25.67	37.30	2.94	69.36	9.60	3.88	35.0	0.071	0.172	0.184	0.122	13.12	10.21	567.29	658	404	531	778	2427	53,413	1,781	

## 23歳以下の扶養家族いる世帯

所得 階層 世帯数	世帯所得 世帯人數 (年金・ 手当含む)	課税所得 比率	所得税 固定資産税 負担額 (円一タ)	税食担(テータ) 税負担 (直接税)	社会保険料負担				社会保障給付				社会保障給付				住民税負担の分布(世帯数)				新改進子ども政策										
					医療保険 年金保険 介護保険				社会保険料 負担額 負担額				年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額				所得税+ 住民税+ 社保負担額 負担額				税+社保 負担額 負担額				平均 財産所得 給与						
					所得税 負担額 負担額	住民税 負担額 負担額	医療保険 負担額 負担額	年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額	所得税 負担額 負担額	住民税 負担額 負担額	社保負担額 負担額	年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額	所得税 負担額 負担額	住民税 負担額 負担額	社保負担額 負担額	年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額	所得税 負担額 負担額	住民税 負担額 負担額	社保負担額 負担額	年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額	所得税 負担額 負担額	住民税 負担額 負担額	社保負担額 負担額	年金 扶養 給付額 手当 給付額 給付額							
I	255	3,784	136	0.001	0.004	0.01	0.03	3.99	0.63	0.74	9.75	9.18	1.43	20.67	7.25	17.18	21.2	0.000	0.152	0.182	-0.232	11.09	1.09	53.13	245	8	2	0	38,174	3,671	
II	509	3,994	246	0.023	0.042	0.29	0.80	4.42	2.27	2.44	13.72	4.27	1.77	30.88	9.67	12.65	27.2	0.004	0.130	0.148	-0.067	11.12	2.11	144.17	313	78	26	21	11	45,789	2,688
III	559	4,106	341	0.068	0.105	1.17	2.97	6.04	5.61	4.82	15.94	17.88	2.29	38.20	9.28	8.27	38.4	0.012	0.124	0.142	-0.027	11.97	4.10	231.83	164	207	129	22	37	44,205	2,512
IV	603	4,021	421	0.143	0.189	3.17	7.02	5.03	7.66	7.14	17.56	23.36	2.00	45.04	9.87	4.46	27.2	0.024	0.131	0.143	0.049	12.16	3.33	335.10	62	113	215	173	45	45,620	2,151
V	646	4,226	517	0.198	0.245	5.32	11.49	6.37	11.03	11.57	21.43	30.52	2.12	51.13	10.06	1.85	24.2	0.033	0.143	0.155	0.092	12.02	4.70	440.92	12	80	148	283	123	46,269	2,415
VI	730	4,293	609	0.258	0.300	8.50	17.32	6.70	14.30	14.81	24.20	34.99	2.66	65.26	9.94	1.07	30.8	0.042	0.150	0.161	0.099	13.25	4.51	520.43	7	40	86	228	369	46,971	2,301
III	811	4,365	725	0.315	0.355	13.83	24.92	8.29	20.22	20.58	27.08	40.91	3.58	75.52	8.51	0.79	38.1	0.053	0.158	0.169	0.111	14.74	4.80	626.4	1	15	48	156	591	43,049	3,004
IV	842	4,317	863	0.374	0.407	24.04	34.49	10.74	27.46	27.93	31.63	46.81	4.42	85.57	4.95	0.59	45.4	0.068	0.172	0.184	0.133	16.74	6.77	749.40	0	4	15	85	738	37,944	3,378
V	711	4,294	1071	0.446	0.473	44.27	50.03	12.20	45.50	40.89	37.09	59.37	5.29	107.01	2.99	0.71	49.5	0.068	0.188	0.199	0.136	15.74	6.35	939.60	0	1	17	699	32,636	3,983	
X	525	4,366	1716	0.590	0.608	159.42	103.64	26.72	131.96	87.65	51.88	78.16	6.75	142.39	21.07	0.67	66.6	0.153	0.236	0.252	0.220	21.01	89.16	1323.16	0	0	0	0	925	31,141	3,177
合計	6,022	4,216	704	0.358	0.390	25.68	26.76	9.23	81.54	22.94	26.28	38.21	3.39	71.33	7.43	3.57	31.9	0.074	0.176	0.189	0.128	14.36	12.85	579.32	864	545	670	985	3138	41,322	2,912

所得階層	世帯人数	世帯所得 (年金・手当含む)	課税所得 比率	税負担(直接税)				税負担(子一タ)				社会保険料負担				社会保険料負担(子一タ)				社会保険料負担(子二タ)											
				所得税 課税所得 比率				住民税 負担額				医療保険 負担額				年金保険 負担額				社会保険料 負担額											
				住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額								
I	177	4,023	147	0.001	0.005	0.01	0.05	3.84	0.56	0.76	1.036	9.62	1.19	22.01	10.44	20.43	16.7	0.000	0.150	0.176	-0.219	10.99	1.10	57.73	170	5	0	0	54,987	2,780	
II	419	4,122	250	0.025	0.042	0.31	0.84	4.21	2.32	2.38	13.50	14.34	1.59	30.60	11.74	13.77	26.0	0.005	0.127	0.144	-0.078	10.67	2.55	146.85	314	53	24	18	10	55,624	1,804
III	447	4,233	347	0.070	0.108	1.22	3.09	4.55	5.32	5.94	16.33	18.45	1.96	38.87	11.61	7.96	35.3	0.012	0.124	0.137	0.024	11.76	3.02	241.66	114	167	116	19	31	55,281	1,604
IV	514	4,088	425	0.149	0.192	3.20	7.28	4.09	7.67	7.40	17.40	24.14	1.66	45.42	11.67	4.41	23.5	0.025	0.131	0.141	0.053	12.03	1.67	344.61	44	85	180	167	38	53,983	1,237
V	539	4,271	522	0.207	0.250	5.63	11.95	5.97	11.31	11.97	21.43	30.61	1.93	57.15	12.06	1.69	22.4	0.034	0.143	0.155	0.092	11.71	4.48	453.58	10	50	112	257	110	56,454	1,469
VI	601	4,356	615	0.268	0.306	8.99	18.00	6.40	14.64	15.08	24.16	35.50	2.37	65.45	11.95	1.01	28.8	0.044	0.150	0.161	0.100	13.24	3.61	529.35	6	28	57	340	340	56,489	1,206
VII	638	4,444	733	0.324	0.360	14.52	25.69	8.34	21.50	21.18	27.14	41.68	3.24	76.08	10.82	0.94	34.6	0.065	0.159	0.170	0.114	13.34	4.20	642.53	0	12	31	92	503	54,722	1,956
VIII	627	4,397	869	0.383	0.413	25.22	35.28	9.81	27.71	28.21	31.39	48.74	3.98	88.87	6.65	0.79	44.6	0.070	0.172	0.183	0.131	16.43	6.22	757.26	0	4	8	39	576	50,985	2,163
IX	482	4,369	1083	0.461	0.485	47.91	51.92	12.26	48.84	43.32	37.29	59.28	4.88	10.01	4.44	1.05	47.1	0.092	0.191	0.202	0.162	15.85	17.67	945.10	0	0	1	10	471	48,548	2,290
X	348	4,523	1692	0.533	0.559	147.14	160.15	25.77	125.10	84.26	52.30	77.07	6.03	140.81	3.28	0.56	69.1	0.47	0.231	0.246	0.212	20.09	74.12	131.69	0	0	0	0	348	46,919	1,966
合計	4798	4,304	683	0.350	0.380	22.97	25.27	8.34	70.36	21.71	25.67	37.30	2.94	69.36	9.60	3.88	35.0	0.071	0.172	0.184	0.122	13.72	10.21	567.29	658	404	531	778	2427	53,413	1,781

23歳以下の扶養家族がいる世帯

所得階層	世帯人数	世帯所得 (年金・手当含む)	課税所得 比率	税負担(直接税)				税負担(子一タ)				社会保険料負担				社会保険料負担(子一タ)				社会保険料負担(子二タ)												
				所得税 課税所得 比率				住民税 負担額				医療保険 負担額				年金保険 負担額				社会保険料 負担額												
				住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額	住民税 負担額	固定資産税 負担額									
I	255	3,784	136	0.001	0.004	0.01	0.03	3.99	0.74	0.63	0.74	9.75	9.18	1.43	20.67	7.25	17.18	21.2	0.000	0.152	0.182	-0.232	11.09	1.09	53.13	245	8	2	0	0	38,174	3,671
II	509	3,994	246	0.023	0.042	0.29	0.80	4.42	2.27	2.44	13.72	14.27	1.77	30.88	9.97	12.65	27.2	0.004	0.130	0.148	0.097	11.12	2.11	144.7	373	78	26	21	11	45,789	2,688	
III	559	4,106	341	0.068	0.105	1.17	2.97	6.04	5.61	4.82	15.94	17.88	2.29	38.20	9.28	8.27	38.4	0.012	0.124	0.142	-0.027	11.97	4.10	231.83	164	207	129	22	37	44,205	2,512	
IV	608	4,021	421	0.143	0.189	3.17	7.02	5.03	7.14	7.14	17.56	23.36	2.00	45.04	9.87	4.46	21.2	0.024	0.131	0.143	0.049	12.16	3.33	335.10	62	113	215	173	45	45,620	2,151	
V	646	4,226	511	0.198	0.245	5.32	11.49	6.31	11.03	11.57	21.43	30.52	2.12	51.13	10.66	1.85	24.2	0.033	0.143	0.155	0.092	12.02	4.70	440.92	12	80	148	283	123	46,269	2,415	
VI	730	4,393	609	0.258	0.300	8.50	17.32	6.70	14.30	14.81	24.20	34.98	2.66	65.26	9.94	1.07	30.8	0.042	0.150	0.161	0.099	13.25	4.51	520.43	7	40	86	228	369	46,911	2,301	
VII	811	4,365	725	0.315	0.355	13.83	24.92	8.29	20.22	20.58	27.08	40.91	3.58	85.1	0.79	0.51	38.1	0.053	0.158	0.169	0.111	14.74	4.80	626.74	1	15	48	156	591	43,049	3,004	
VIII	842	4,317	863	0.374	0.407	24.04	34.49	10.74	27.46	27.93	31.63	48.81	4.42	85.57	4.95	0.59	45.4	0.068	0.172	0.184	0.133	16.74	6.77	749.40	0	4	15	85	738	37,944	3,378	
IX	717	4,294	1071	0.445	0.473	44.27	50.03	12.20	45.50	40.89	37.99	59.37	5.29	107.01	2.99	0.71	49.5	0.089	0.189	0.199	0.158	15.74	6.35	939.60	0	0	1	17	699	32,636	3,983	
X	525	4,386	1716	0.590	0.608	159.43	103.64	26.72	131.96	81.65	51.88	78.16	6.75	142.39	2.17	0.67	66.6	0.153	0.236	0.252	0.220	21.01	89.16	132.76	0	0	0	0	525	31.141	3,177	
合計	6202	4,216	704	0.358	0.390	25.68	26.76	9.23	81.54	22.94	26.28	38.21	3.39	71.33	7.43	3.57	31.9	0.074	0.176	0.189	0.128	14.36	12.85	579.32	864	545	670	985	3138	41,322	2,912	